

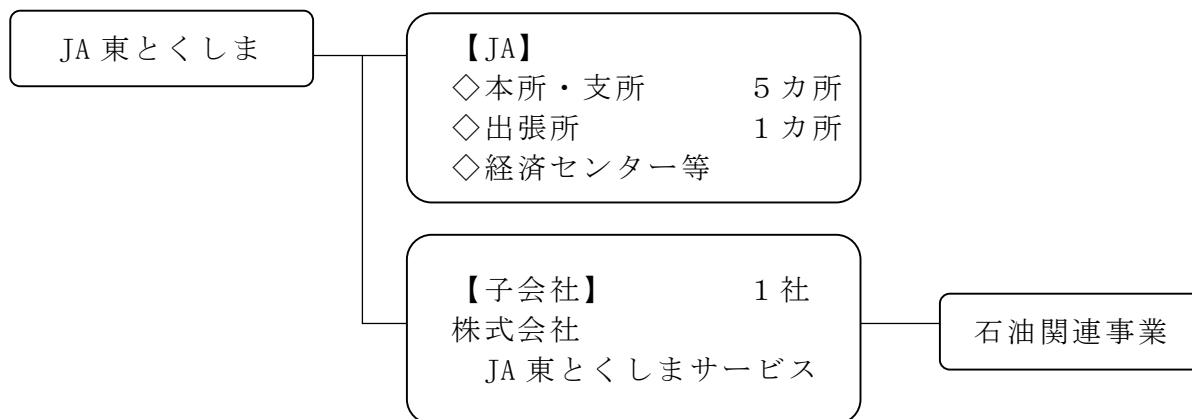
# ●● 連結情報

## 1 グループの概況

### (1) グループの事業系統図

J A 東とくしまのグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。

当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



### (2) 子会社等の状況

名 称	株式会社 J A 東とくしまサービス
代表者氏名	代表取締役社長 桂 洋志
設立年月日	平成 2 3 年 4 月 1 日
主たる営業所又は事業所の所在地	徳島県小松島市金磯町字南弁天前 2 - 1
事業の内容	石油および石油製品・LP ガスおよびガス器具の販売
資本金又は出資金	5, 0 0 0 万円
当 J A の議決権比率	1 0 0 %

### (3) 連結事業概況

#### 1) 事業の概況

令和 4 年度の当 J A の連結決算は、子会社 1 社を連結しております。

連結決算の内容は、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない状況ではありますが、日常を取り戻していくための正常化への歩みが進んでいます。また、ロシアによるウクライナ侵攻、急激な円安、自然災害頻発など、農業や地域社会を取り巻く環境は厳しさを増しております。こうしたことから、生活に必要な食品の値上げは 2 万品目を超え、肥料・飼料・燃料など食料生産に欠かすことのできない資材価格は過去最高水準まで高騰し、「食」を支える「農」の生産現場はかつてない危機的な状況となっております。当組合の令和 4 年度決算はこのような厳しい事業環境のなか、連結当期剰余金 132 百万円、連結純資産 5,808 百万円、連結総資産 106,076 百万円で連結自己資本比率は 13.71%となりました。

## 2) 連結子会社の事業概況

株式会社 JA東とくしまサービス

令和4年度の子会社の事業概況は、米国経済のインフレ抑制のためにFRBによる利上げやロシアによるウクライナ侵攻など様々な外的要因により、原油価格が乱高下する状況のなか、国内においても物価上昇が進むなど、厳しさを増す事業環境下ではありましたが、燃料事業（給油所およびガス事業）において1,331百万円の取扱いを行い、当期純利益は8百万円を確保することができました。

### (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益 (事業収益)	6,358,928	6,274,236	5,736,098	5,453,313	5,515,985
信用事業収益	662,685	605,204	571,069	535,406	531,046
共済事業収益	420,918	403,741	382,193	348,999	299,326
購買事業収益	3,014,008	2,836,825	2,564,635	2,525,457	2,523,119
販売事業収益	1,143,210	1,314,378	1,157,853	945,476	983,837
産直事業収益	842,969	832,592	836,850	851,756	885,259
その他事業収益	275,136	281,496	223,498	246,217	293,398
連結経常利益	143,521	146,790	176,739	167,042	186,357
連結当期剰余金	89,234	△194,974	349,686	109,780	132,866
連結純資産額	5,558,739	5,339,281	5,656,137	5,691,810	5,808,210
連結総資産額	105,315,370	104,220,859	105,195,137	107,146,141	106,076,414
連結自己資本比率	12.67%	12.45%	13.39%	13.44%	13.71%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## (5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>1 信用事業資産</b>	94,431,401	95,818,324
(1) 現金	463,612	459,485
(2) 預金	85,348,085	88,299,998
系統預金	84,057,229	86,988,438
系統外預金	1,290,856	1,311,559
(3) 有価証券	1,257,184	1,211,527
国債	218,960	115,760
地方債	154,224	167,167
受益証券	884,000	928,600
(4) 貸出金	7,359,052	5,840,739
(5) その他の信用事業資産	44,104	47,328
未収収益	35,111	34,906
その他の資産	8,993	12,421
(6) 貸倒引当金	△ 40,638	△ 40,754
<b>2 共済事業資産</b>	2,206	2,270
(1) 共済貸付金	2,024	2,024
(3) その他の共済事業資産	182	246
(4) 貸倒引当金	△ 0	△ 0
<b>3 経済事業資産</b>	1,187,669	1,243,836
(1) 受取手形	4,991	4,286
(2) 経済事業未収金	681,787	712,843
(3) 経済受託債権	745	491
(4) 棚卸資産	450,532	483,245
購買品	275,773	264,516
販売品	110,151	82,997
製品・半製品	64,606	135,731
(5) その他の経済事業資産	73,773	66,670
(6) 貸倒引当金	△ 24,161	△ 23,700
<b>4 雑資産</b>	190,978	171,895
<b>5 固定資産</b>	5,363,034	5,021,330
(1) 有形固定資産	5,354,698	5,017,282
建物	4,256,945	3,883,827
機械装置	990,913	996,702
土地	2,956,800	2,952,322
建物仮勘定	—	5,178
その他の有形固定資産	1,203,272	1,145,610
減価償却累計額（控除）	△ 4,053,233	△ 3,966,357
(2) 無形固定資産	8,335	4,047
<b>6 外部出資</b>	4,863,206	4,863,129
(1) 外部出資	4,863,206	4,863,129
系統出資	4,686,135	4,686,135
系統外出資	177,071	176,993
<b>7 繰延税金資産</b>	37,918	25,353
<b>資産の部 合計</b>	<b>106,076,414</b>	<b>107,146,141</b>

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>1 信用事業負債</b>	98,782,096	99,920,136
(1)貯金	98,566,335	99,845,533
(2)その他の信用事業負債	215,761	74,602
未払費用	20,190	31,736
その他の負債	195,570	42,866
<b>2 共済事業負債</b>	213,070	247,704
(1)共済資金	112,714	141,210
(2)共済雑負債	—	—
(3)未経過共済付加収入	99,706	105,465
(4)共済未払費用	649	1,028
<b>3 経済事業負債</b>	517,243	582,311
(1)経済事業未払金	428,548	496,550
(2)経済受託債務	29,260	36,228
(3)その他の経済事業負債	59,434	49,532
<b>4 雑負債</b>	187,113	154,334
(1)未払法人税等	48,036	23,786
(2)その他の負債	139,076	49,532
<b>5 諸引当金</b>	302,843	283,867
(1)賞与引当金	43,630	37,555
(2)退職給与引当金	215,104	207,069
(3)役員退職慰労引当金	44,108	39,242
<b>6 再評価に係る繰延税金負債</b>	265,836	265,975
<b>負債の部 合計</b>	100,268,204	101,454,330
<b>純資産の部</b>		
<b>1 組合員資本</b>	5,419,810	5,257,216
(1)出資金	1,751,571	1,710,678
(2)利益剰余金	3,678,489	3,562,348
利益準備金	1,324,449	1,304,449
その他利益剰余金	2,354,039	2,257,898
肥料協同購入積立金	1,603	1,603
経営安定対策積立金	790,000	740,000
特別積立金	972,948	972,948
当期末処分剰余金	589,487	543,346
(うち当期剰余金)	( 132,866)	( 109,780)
(3)処分未済持分	△ 10,250	△ 15,810
<b>2 評価・換算差額等</b>	388,400	434,594
その他有価証券評価差額金	△ 106,180	△ 60,350
土地再評価差額金	494,580	494,945
<b>純資産の部 合計</b>	5,808,210	5,691,810
<b>負債及び純資産の部 合計</b>	106,076,414	107,146,141

## (6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
<b>1 事業総利益</b>	1,425,492	1,438,036
<b>事業収益</b>	5,279,349	5,276,388
<b>事業費用</b>	3,853,856	3,838,351
① 信用事業収益	531,046	535,406
資金運用収益	488,910	513,766
（うち預金利息）	( 344,296)	( 373,584)
（うち有価証券利息）	( 9,043)	( 8,846)
（うち貸出金利息）	( 68,040)	( 65,192)
（うちその他受入利息）	( 67,529)	( 66,143)
役務取引等収益	17,110	17,272
その他経常収益	25,026	4,367
② 信用事業費用	86,968	94,613
資金調達費用	24,811	33,540
（うち貯金利息）	( 22,682)	( 32,465)
（うち給付補填備金繰入）	( 770)	( 879)
（うち借入金利息）	( 70)	( —)
（うちその他支払利息）	( 1,287)	( 195)
役務取引等費用	3,491	3,856
その他経常費用	58,665	57,216
（うち貸倒引当金繰入額）	( —)	( 2,222)
（うち貸倒引当金戻入益）	( △ 116)	( —)
<b>信用事業総利益</b>	444,077	440,792
③ 共済事業収益	299,326	348,999
共済付加収入	286,584	330,168
その他の収益	12,741	18,831
④ 共済事業費用	19,111	23,139
共済推進費	7,889	12,984
共済保全費	8,486	7,924
その他の費用	2,734	2,229
（うち貸倒引当金戻入益）	( △ 0)	( △ 0)
<b>共済事業総利益</b>	280,215	325,860
⑤ 購買事業収益	2,523,119	2,525,457
購買品供給高	2,388,892	2,371,063
その他の収益	134,227	154,393
⑥ 購買事業費用	2,209,012	2,226,320
購買品供給原価	2,091,220	2,107,415
購買品供給費	47,761	50,532
その他の費用	70,030	68,373
（うち貸倒引当金繰入額）	( 1,263)	( —)
（うち貸倒引当金戻入益）	( —)	( △ 1,990)
<b>購買事業総利益</b>	314,107	299,136

科 目	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
⑦ 販売事業収益	983,837	945,476
販売品販売高 (買取)	893,285	864,480
販売手数料	41,629	38,710
その他の収益	48,922	42,285
⑧ 販売事業費用	851,871	811,848
販売品販売原価 (買取)	745,621	715,055
販売費	34,447	32,691
その他の費用	71,802	64,101
(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( - )
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 6)	( △ 19)
<b>販売事業総利益</b>	131,966	133,627
⑨ 保管事業収益	3,562	3,747
⑩ 保管事業費用	423	487
<b>保管事業総利益</b>	3,139	3,259
⑪ 加工事業収益	203,073	156,073
⑫ 加工事業費用	168,111	127,218
(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( 0)
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 0)	( - )
<b>加工事業総利益</b>	34,962	28,854
⑬ 利用事業収益	81,161	79,605
⑭ 利用事業費用	50,127	46,941
(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( 102)
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 18)	( - )
<b>利用事業総利益</b>	31,033	32,663
⑮ 産直事業収益	885,259	851,756
⑯ 産直事業費用	679,859	658,305
<b>産直事業総利益</b>	205,399	193,451
⑰ その他経済事業収益	1,058	2,061
⑱ その他経済事業費用	△ 1	2
(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( 2)
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 1)	( - )
<b>その他経済総利益</b>	1,059	2,058
⑲ 指導事業収入	4,542	4,730
⑳ 指導事業支出	25,010	26,399
<b>指導事業収支差額</b>	△ 20,467	△ 21,668
<b>2 事業管理費</b>	1,298,687	1,326,391
① 人件費	841,286	844,032
② 業務費	136,282	137,911
③ 諸税負担金	49,257	65,006
④ 施設費	250,184	261,440
⑤ その他事業管理費	21,675	17,999
<b>事業利益</b>	126,805	111,645

科 目	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
<b>3 事業外収益</b>	68,118	64,898
① 受取雑利息	2	2
② 受取出資配当金	54,631	54,631
③ 賃貸料	6,565	7,114
④ 雑収入	6,919	3,150
<b>4 事業外費用</b>	8,566	9,501
① 寄付金	1,615	1,655
② 雑損失	6,951	7,845
<b>経常利益</b>	186,357	167,042
<b>5 特別利益</b>	3,650	5,161
① 固定資産処分益	—	181
② 一般補助金	3,650	4,980
<b>6 特別損失</b>	10,243	14,738
① 固定資産処分損	1,079	908
② 固定資産圧縮損	8,142	4,980
③ 減損損失	1,021	6,673
④ その他の特別損失	—	2,176
<b>税引前当期利益</b>	179,763	157,465
法人税、住民税および事業税	60,187	39,973
過年度法人税等追徴税額	—	3,734
法人税等調整額	△ 13,290	3,978
<b>法人税等合計</b>	46,897	47,685
<b>当期剰余金</b>	132,866	109,780
<b>当期首繰越剰余金</b>	456,256	433,016
<b>再評価差額金取崩額</b>	364	550
<b>当期末処分剰余金</b>	589,487	543,346

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	89,512	981,635
税引前当期利益	179,738	157,443
減価償却費	166,724	167,488
減損損失	1,021	6,673
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	344	340
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,075	△ 12,969
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,034	△ 10,384
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4,866	△ 5,683
信用事業資金運用収益	△ 488,910	△ 513,766
信用事業資金調達費用	24,811	33,540
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 54,631	△ 54,631
有価証券関係損益 (△は益)	18	△ 3
固定資産売却損益 (△は益)	—	△ 181
固定資産処分損益 (△は益)	1,079	908
<b>(信用事業活動による資産及び負債の増減)</b>		
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,518,312	281,888
預金の純増 (△) 減	2,450,000	△ 1,600,000
貯金の純増減 (△)	△ 1,279,197	2,005,898
その他の信用事業資産の純増減 (△)	3,474	△ 5,166
その他の信用事業負債の純増減 (△)	152,586	△ 64,740
<b>(共済事業活動による資産及び負債の増減)</b>		
共済貸付金の純増 (△) 減	—	—
共済借入金の純増減 (△)	—	—
共済資金の純増減 (△)	△ 28,496	26,253
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 5,758	△ 6,627
<b>(経済事業活動による資産及び負債の増減)</b>		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	30,351	116,540
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 254	12
棚卸資産の純増 (△) 減	32,713	△ 50,752
支払手形及び経済事業未収金の純増減 (△)	△ 68,002	△ 40,050
経済受託債務の純増減 (△)	△ 6,967	△ 13,302
<b>(その他の資産及び負債の増減)</b>		
その他の資産の純増減 (△)	△ 26,167	31,956
その他の負債の純増減 (△)	28,158	38,148
未払消費税等の増減額 (△)	—	24,367
信用事業資金運用による収入	488,705	517,041
信用事業資金調達による支出	△ 36,239	△ 42,737
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
小計	65,764	987,503



科 目	令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
雑利息及び出資配当金の受取額	54,631	54,631
法人税等の支払額	△ 30,883	△ 60,499
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 601,526</b>	<b>△ 35,557</b>
有価証券の取得による支出	△ 100,290	—
有価証券の売却による収入	—	—
有価証券の償還による収入	10,000	10,000
補助金の受入れによる収入	8,142	4,980
固定資産の取得による支出	△ 518,671	△ 52,897
固定資産の処分による支出	—	—
固定資産の売却による収入	—	2,419
外部出資による支出	△ 110	△ 60
外部出資の売却等による収入	32	—
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>14,228</b>	<b>△ 13,342</b>
出資の増額による収入	58,813	12,810
出資の払戻しによる支出	△ 27,520	△ 9,098
持分の取得による支出	△ 15,810	△ 8,670
持分の譲渡による収入	15,810	8,670
出資配当金の支払額	△ 17,064	△ 17,054
<b>4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</b>	<b>△ 497,758</b>	<b>932,736</b>
<b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>4,001,484</b>	<b>3,068,747</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>3,503,698</b>	<b>4,001,484</b>

## （８）連結注記表

令和4年度	令和3年度
<p><b>1 連結計算書類の作成のために必要となる重要な事項に関する注記</b></p> <p>（１）連結の範囲に関する事項</p> <p>イ 連結する子会社数</p> <p>1社</p> <p>ロ 連結する子会社名</p> <p>株式会社 JA東とくしまサービス</p> <p>（２）持分法の適用に関する事項</p> <p>該当する事項はございません。</p> <p>（３）連結される子会社の事業年度に関する事項</p> <p>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>（４）のれんの償却方法および償却期間</p> <p>該当する事項はございません。</p> <p>（５）剰余金処分項目等の取扱に関する事項</p> <p>連結剰余計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。</p> <p>（６）連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲</p>	<p><b>1 連結計算書類の作成のために必要となる重要な事項に関する注記</b></p> <p>（１）連結の範囲に関する事項</p> <p>イ 連結する子会社数</p> <p>1社</p> <p>ロ 連結する子会社名</p> <p>株式会社 JA東とくしまサービス</p> <p>（２）持分法の適用に関する事項</p> <p>該当する事項はございません。</p> <p>（３）連結される子会社の事業年度に関する事項</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>（４）のれんの償却方法および償却期間</p> <p>該当する事項はございません。</p> <p>（５）剰余金処分項目等の取扱に関する事項</p> <p>連結剰余計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。</p> <p>（６）連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲</p>

令和4年度	令和3年度
<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金および普通預金です。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金および普通預金です。</p>
<p><b>2 継続組合の前提に関する注記</b></p> <p>該当する事項はございません。</p>	<p><b>2 継続組合の前提に関する注記</b></p> <p>該当する事項はございません。</p>
<p><b>3 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p><b>(1)次に掲げるものの評価基準および評価方法</b></p> <p><b>イ 有価証券の評価基準および評価方法</b></p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p><b>ロ 棚卸資産の評価基準および評価方法</b></p> <p>(1)購入品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2)販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3)製品・半製品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p><b>ハ 固定資産の減価償却の方法</b></p> <p>(1)有形固定資産： 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>(2)無形固定資産： 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 自社利用ソフトウェア 5年</p> <p><b>ニ 引当金の計上基準</b></p> <p>(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、</p>	<p><b>3 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p><b>(1)次に掲げるものの評価基準および評価方法</b></p> <p><b>イ 有価証券の評価基準および評価方法</b></p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p><b>ロ 棚卸資産の評価基準および評価方法</b></p> <p>(1)購入品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2)販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3)製品・半製品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p><b>ハ 固定資産の減価償却の方法</b></p> <p>(1)有形固定資産： 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>(2)無形固定資産： 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 自社利用ソフトウェア 5年</p> <p><b>ニ 引当金の計上基準</b></p> <p>(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る</p>

令和4年度	令和3年度
<p>債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署および監事が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p><b>ホ 収益および費用の計上基準</b></p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p>	<p>債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署および監事が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p><b>ホ 収益および費用の計上基準</b></p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用</p>

令和4年度	令和3年度
<p>(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2)販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等へ買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(3)保管事業 組合員が生産した麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。</p> <p>(4)加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品・果汁を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5)利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(6)産直事業 農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給および組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っており</p>	<p>しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2)販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等へ買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(3)保管事業 組合員が生産した麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。</p> <p>(4)加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品・果汁を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5)利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(6)産直事業 農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給および組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は、利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っており</p>



令和4年度	令和3年度
<p>ます。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(7)その他経済事業</p> <p>日本農業新聞・家の光などの書籍斡旋等、上記事業以外の事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(8)指導事業</p> <p>組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p><b>へ 消費税および地方消費税の会計処理の方法</b></p> <p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p><b>ト 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法</b></p> <p>記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p><b>チ その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</b></p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について</p> <p>当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。</p> <p>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>(2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p>	<p>ます。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(7)その他経済事業</p> <p>日本農業新聞・家の光などの書籍斡旋等、上記事業以外の事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(8)指導事業</p> <p>組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p><b>へ 消費税および地方消費税の会計処理の方法</b></p> <p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p><b>ト 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法</b></p> <p>記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p><b>チ その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</b></p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について</p> <p>当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。</p> <p>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>(2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p>

令和4年度	令和3年度
<p><b>4 会計方針の変更に関する注記</b></p>	<p><b>4 会計方針の変更に関する注記</b></p>
<p><b>イ 時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用</b></p> <p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>	<p><b>イ 収益認識に関する会計基準等の適用</b></p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。</p> <p>収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 代理人取引に係る収益認識</p> <p>財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。</p> <p>(2) 収益認識会計基準等の適用について</p> <p>収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額ははありません。</p> <p>この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ98,431千円減少しています。また、これによる購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益への影響はありません。</p> <p><b>ロ 時価の算定に関する会計基準等の適用</b></p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>
<p><b>5 会計上の見積もりに関する注記</b></p>	<p><b>5 表示方法の変更に関する注記</b></p> <p>該当する事項はございません。</p>
<p><b>イ 繰延税金資産の回収可能性</b></p>	<p><b>6 会計上の見積もりに関する注記</b></p> <p><b>イ 繰延税金資産の回収可能性</b></p>

令和4年度	令和3年度
<p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 42,924千円（繰延税金負債との相殺前）</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 29,774千円（繰延税金負債との相殺前）</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p><b>ロ 固定資産の減損</b></p> <p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,021千円</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p><b>ロ 固定資産の減損</b></p> <p>(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,673千円</p> <p>(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>

令和4年度	令和3年度																																								
<b>6 連結貸借対照表に関する注記</b>	<b>7 連結貸借対照表に関する注記</b>																																								
<p><b>イ 資産に係る圧縮記帳額</b></p> <p>国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は771,576千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">358,252千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">5,942千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">367,630千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">7,151千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">32,599千円</td> </tr> </table> <p><b>ロ 担保に供している資産</b></p> <p>以下の資産は、相互援助制度、当座貸越、為替決済の担保に供しています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">10,050,000千円（相互援助制度）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円（当座貸越）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円（為替決済）</td> </tr> </table> <p>なお、上記担保提供資産に対する債務はありません。</p> <p><b>ハ 子会社等に対する金銭債権および金銭債務</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">子会社等に対する金銭債権の総額</td> <td style="text-align: right;">5,664千円</td> </tr> <tr> <td>子会社等に対する金銭債務の総額</td> <td style="text-align: right;">292,617千円</td> </tr> </table> <p><b>ニ 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務</b></p> <p>理事および監事に対する金銭債権の総額 該当はありません。</p> <p>理事および監事に対する金銭債務の総額 該当はありません。</p> <p><b>ホ 信用事業を行う組合に要求される注記</b></p> <p>債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計</p> <p>債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は52,673千円、危険債権額は8,225千円です。</p> <p>なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。</p> <p>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産</p>	建物・建物附属設備	358,252千円	構築物	5,942千円	機械装置	367,630千円	車両運搬具	7,151千円	器具備品	32,599千円	定期預金	10,050,000千円（相互援助制度）	定期預金	1,000,000千円（当座貸越）	定期預金	1,000,000千円（為替決済）	子会社等に対する金銭債権の総額	5,664千円	子会社等に対する金銭債務の総額	292,617千円	<p><b>イ 資産に係る圧縮記帳額</b></p> <p>国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は798,974千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">358,252千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">5,942千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">385,028千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">7,151千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">42,599千円</td> </tr> </table> <p><b>ロ 担保に供している資産</b></p> <p>以下の資産は、相互援助制度、当座貸越、為替決済の担保に供しています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">定期預金</td> <td style="text-align: right;">9,850,000千円（相互援助制度）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円（当座貸越）</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円（為替決済）</td> </tr> </table> <p>なお、上記担保提供資産に対する債務はありません。</p> <p><b>ハ 子会社等に対する金銭債権および金銭債務</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">子会社等に対する金銭債権の総額</td> <td style="text-align: right;">4,655千円</td> </tr> <tr> <td>子会社等に対する金銭債務の総額</td> <td style="text-align: right;">316,979千円</td> </tr> </table> <p><b>ニ 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務</b></p> <p>理事および監事に対する金銭債権の総額 該当はありません。</p> <p>理事および監事に対する金銭債務の総額 該当はありません。</p> <p><b>ホ 信用事業を行う組合に要求される注記</b></p> <p>債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計</p> <p>債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は50,929千円、危険債権額は8,675千円です。</p> <p>なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。</p> <p>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産</p>	建物・建物附属設備	358,252千円	構築物	5,942千円	機械装置	385,028千円	車両運搬具	7,151千円	器具備品	42,599千円	定期預金	9,850,000千円（相互援助制度）	定期預金	1,000,000千円（当座貸越）	定期預金	1,000,000千円（為替決済）	子会社等に対する金銭債権の総額	4,655千円	子会社等に対する金銭債務の総額	316,979千円
建物・建物附属設備	358,252千円																																								
構築物	5,942千円																																								
機械装置	367,630千円																																								
車両運搬具	7,151千円																																								
器具備品	32,599千円																																								
定期預金	10,050,000千円（相互援助制度）																																								
定期預金	1,000,000千円（当座貸越）																																								
定期預金	1,000,000千円（為替決済）																																								
子会社等に対する金銭債権の総額	5,664千円																																								
子会社等に対する金銭債務の総額	292,617千円																																								
建物・建物附属設備	358,252千円																																								
構築物	5,942千円																																								
機械装置	385,028千円																																								
車両運搬具	7,151千円																																								
器具備品	42,599千円																																								
定期預金	9,850,000千円（相互援助制度）																																								
定期預金	1,000,000千円（当座貸越）																																								
定期預金	1,000,000千円（為替決済）																																								
子会社等に対する金銭債権の総額	4,655千円																																								
子会社等に対する金銭債務の総額	316,979千円																																								



令和4年度	令和3年度
<p>更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額は、ございません。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は、60,898千円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額は、ございません。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は、59,604千円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>
<p><b>へ 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</b></p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価を行った年月日 平成14年3月31日</li> <li>・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る金額 728,483千円</li> <li>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</li> </ul>	<p><b>へ 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</b></p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価を行った年月日 平成14年3月31日</li> <li>・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る金額 722,278千円</li> <li>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</li> </ul>
<p><b>8 連結損益計算書に関する注記</b></p>	<p><b>8 連結損益計算書に関する注記</b></p>
<p><b>イ 子会社等との事業取引による取引高の総額</b></p> <p>(1)子会社等との取引による収益総額 55,033千円</p> <p>うち事業取引高 1,686千円 うち事業取引以外の取引高 53,347千円</p> <p>(2)子会社等との取引による費用総額</p>	<p><b>イ 子会社等との事業取引による取引高の総額</b></p> <p>(1)子会社等との取引による収益総額 54,893千円</p> <p>うち事業取引高 1,844千円 うち事業取引以外の取引高 53,049千円</p> <p>(2)子会社等との取引による費用総額</p>

令和4年度				令和3年度			
27,437千円 うち事業取引高 23,282千円 うち事業取引以外の取引高 4,154千円				27,065千円 うち事業取引高 22,471千円 うち事業取引以外の取引高 4,593千円			
<b>ロ 減損損失に関する注記</b>				<b>ロ 減損損失に関する注記</b>			
(1)資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・店舗ごとに、また業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所、営農経済センター、機械センター、こめっ娘工房については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。				(1)資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・店舗ごとに、また業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所、営農経済センター、機械センター、こめっ娘工房については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。			
場所	用途	種類	その他	場所	用途	種類	その他
徳島市方上町	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	徳島市方上町	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産
小松島市立江町	遊休固定資産	土地(田)	業務外固定資産	小松島市立江町	遊休固定資産	土地(田)	業務外固定資産
旧和田島支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	旧和田島支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産
旧坂本事業所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	旧坂本事業所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産
旧生比奈支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産	旧福原加工所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産
				旧福原加工所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
				旧生比奈支所	遊休固定資産	土地(宅地)	業務外固定資産
(2)減損損失の認識に至った経緯 遊休固定資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識いたしました。				(2)減損損失の認識に至った経緯 遊休固定資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識いたしました。			
(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 徳島市方上町 148千円(土地・宅地) 小松島市立江町 214千円(土地・田) 旧和田島支所 280千円(土地・宅地) 旧坂本事業所 15千円(土地・宅地) 旧生比奈支所 362千円(土地・宅地) 合計 1,021千円(土地 1,021千円)				(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 徳島市方上町 347千円(土地・宅地) 小松島市立江町 112千円(土地・田) 旧和田島支所 715千円(土地・宅地) 旧坂本事業所 22千円(土地・宅地) 旧福原加工所 2,840千円(土地・宅地) 旧福原加工所 2,139千円(建物)			

令和4年度	令和3年度
<p>(4)回収可能価額の算定方法 土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。 建物の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価はないものと判断しております。</p>	<p>旧生比奈支所 496千円(土地・宅地) 合計 6,673千円 (土地4,534千円・建物2,139千円)</p> <p>(4)回収可能価額の算定方法 土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。 建物の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価はないものと判断しております。</p>
<p><b>8 金融商品に関する注記</b></p>	<p><b>9 金融商品に関する注記</b></p>
<p><b>イ 金融商品の状況に関する事項</b></p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を主として徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2)金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 i. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また通常の貸出取引については、本所に審査部貸付審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 ii. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。</p>	<p><b>イ 金融商品の状況に関する事項</b></p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を主として徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2)金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 i. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また通常の貸出取引については、本所に審査部貸付審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。 ii. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。</p>

令和4年度	令和3年度
<p>ます。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な運用を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.09%下落したものと想定した場合には、経済価値が7,514千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策</p>	<p>ます。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な運用を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.09%下落したものと想定した場合には、経済価値が2,805千円増加するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策</p>



令和4年度				令和3年度			
<p>定の際に検討を行っています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p><b>ロ 金融商品の時価等に関する事項</b></p> <p>(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>				<p>定の際に検討を行っています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p><b>ロ 金融商品の時価等に関する事項</b></p> <p>(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
預金	85,341,367	85,309,035	△32,332	預金	88,297,733	88,334,546	36,813
有価証券				有価証券			
その他有価証券	1,257,184	1,257,184	—	その他有価証券	1,211,527	1,211,527	—
貸出金	7,359,052			貸出金	5,840,739		
貸倒引当金(*1)	△ 40,638			貸倒引当金(*1)	△ 40,754		
貸倒引当金控除後	7,318,413	7,418,673	100,259	貸倒引当金控除後	5,799,985	5,982,179	182,194
資産計	93,916,966	93,984,893	67,927	資産計	95,309,245	95,528,253	219,007
貯金	98,856,765	98,834,332	△22,433	貯金	100,159,944	100,173,505	13,560
負債計	98,856,765	98,834,332	△22,433	負債計	100,159,944	100,173,505	13,560
<p>(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>i. 預金</p> <p>満期のない預金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(OvernightIndexSwap。以下「O I S」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>ii. 有価証券</p> <p>有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対</p>				<p>(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>i. 預金</p> <p>満期のない預金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(OvernightIndexSwap。以下「O I S」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>ii. 有価証券</p> <p>債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。</p> <p>投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4</p>			

令和4年度	令和3年度												
<p>価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。</p> <p>iii. 貸出金</p> <p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>i. 貯金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部出資(*1)</td> <td style="text-align: right;">4,863,206</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,863,206</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p>		貸借対照表計上額	外部出資(*1)	4,863,206	合計	4,863,206	<p>日)第26項に従い、経過措置を適用しています。</p> <p>iii. 貸出金</p> <p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>i. 貯金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部出資(*1)</td> <td style="text-align: right;">4,863,129</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,863,129</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。</p> <p>(4)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p>		貸借対照表計上額	外部出資(*1)	4,863,129	合計	4,863,129
	貸借対照表計上額												
外部出資(*1)	4,863,206												
合計	4,863,206												
	貸借対照表計上額												
外部出資(*1)	4,863,129												
合計	4,863,129												

令和4年度				令和3年度			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	84,141,367	—	—	預金	87,097,733	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	10,000	有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	10,000
貸出金(*1, 2, 3)	581,583	542,073	535,089	貸出金(*1, 2, 3)	575,210	430,699	412,610
合計	84,732,950	552,073	545,089	合計	87,682,961	440,699	422,610
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	—	—	1,200,000	預金	—	—	1,200,000
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	1,191,500	有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	10,000	10,000	1,146,100
貸出金(*1, 2, 3)	499,447	469,077	4,691,147	貸出金(*1, 2, 3)	408,218	373,063	3,597,851
合計	509,447	479,077	7,082,647	合計	418,218	383,063	5,943,951
(*1) 貸出金のうち、当座貸越 125,459 千円については「1年以内」に含めています。 (*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 40,104 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 528 千円は償還日が特定できないため、含めていません。 (5) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				(*1) 貸出金のうち、当座貸越 122,882 千円については「1年以内」に含めています。 (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 41,966 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 1,120 千円は償還日が特定できないため、含めていません。 (5) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位：千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	88,007,923	5,474,082	4,597,111	貯金(*1)	87,625,101	6,387,743	5,763,656
合計	88,007,923	5,474,082	4,597,111	合計	87,625,101	6,387,743	5,763,656
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	206,133	556,941	14,573	貯金(*1)	136,129	232,511	14,802
合計	206,133	556,941	14,573	合計	136,129	232,511	14,802
(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。				(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。			
<b>9 有価証券に関する注記</b>				<b>10 有価証券に関する注記</b>			
<b>イ 有価証券の時価および評価差額に関する事項</b>				<b>イ 有価証券の時価および評価差額に関する事項</b>			
(1) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)				(1) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)			

令和4年度					令和3年度																								
		取得原価 または 償却原価	貸借対照 表計上額	差額(*1)			取得原価 または 償却原価	貸借対照 表計上額	差額(*1)																				
貸借対照表 計上額が取得 原価または償却 原価を超えるもの	債券	200,858	218,960	18,101	貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えるもの	債券	184,957	200,938	15,981																				
	国債	200,858	218,960	18,101		国債	99,953	115,760	15,802																				
						地方債	85,000	85,178	178																				
	小計	200,858	218,960	18,101		小計	184,957	200,938	15,981																				
貸借対照表 計上額が取得 原価または償却 原価を超えないもの	債権	157,500	154,224	△3,275	貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えないもの	債権	82,500	81,988	△511																				
	地方債	157,500	154,224	△3,275		地方債	82,500	81,988	△511																				
	受益証券	1,000,000	884,000	△116,000		受益証券	1,000,000	928,600	△71,400																				
	小計	1,157,500	1,038,224	△119,275		小計	1,082,500	1,010,588	△71,911																				
計	1,358,358	1,257,184	△101,173	計	1,267,453	1,211,527	△55,930																						
<p>(*1) なお、上記差額から繰延税金負債 5,006 千円を差し引いた△106,180 千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>□ 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当はございません。</p> <p>ハ 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券 該当はございません。</p>					<p>(*1) なお、上記差額から繰延税金負債 4,420 千円を差し引いた△60,350 千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>□ 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当はございません。</p> <p>ハ 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券 該当はございません。</p>																								
<b>10 退職給付に関する注記</b>					<b>11 退職給付に関する注記</b>																								
<p><b>イ 退職給付に関する注記</b></p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要</p> <p>職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。</p> <p>なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="width:50%; text-align:right;">184,912 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align:right;">36,545 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支給額</td> <td style="text-align:right;">△24,972 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金への拠出金</td> <td style="text-align:right;">△ 5,862 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align:right;">190,622 千円</td> </tr> </table>					期首における退職給付引当金	184,912 千円	退職給付費用	36,545 千円	退職給付の支給額	△24,972 千円	確定給付企業年金への拠出金	△ 5,862 千円	期末における退職給付引当金	190,622 千円	<p><b>イ 退職給付に関する注記</b></p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要</p> <p>職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。</p> <p>なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="width:50%; text-align:right;">199,322 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align:right;">32,936 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支給額</td> <td style="text-align:right;">△40,350 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金への拠出金</td> <td style="text-align:right;">△ 6,995 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align:right;">184,912 千円</td> </tr> </table>					期首における退職給付引当金	199,322 千円	退職給付費用	32,936 千円	退職給付の支給額	△40,350 千円	確定給付企業年金への拠出金	△ 6,995 千円	期末における退職給付引当金	184,912 千円
期首における退職給付引当金	184,912 千円																												
退職給付費用	36,545 千円																												
退職給付の支給額	△24,972 千円																												
確定給付企業年金への拠出金	△ 5,862 千円																												
期末における退職給付引当金	190,622 千円																												
期首における退職給付引当金	199,322 千円																												
退職給付費用	32,936 千円																												
退職給付の支給額	△40,350 千円																												
確定給付企業年金への拠出金	△ 6,995 千円																												
期末における退職給付引当金	184,912 千円																												



令和4年度	令和3年度																																																
<p>※特定退職金共済制度への拠出金 15,568 千円は「厚生費」で処理しています。</p> <p>(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">496,006 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td style="text-align: right;">△125,989 千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td style="text-align: right;">△179,393 千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">190,622 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">190,622 千円</td> </tr> </table> <p>(4)退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給付費用 36,545 千円</p> <p><b>□ 特例業務負担金の将来見込額</b> 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,079 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金見込額は 90,836 千円となっています。</p>	退職給付債務	496,006 千円	確定給付企業年金	△125,989 千円	特定退職金共済制度	△179,393 千円	未積立退職給付債務	190,622 千円	退職給付引当金	190,622 千円	<p>※特定退職金共済制度への拠出金 17,626 千円は「厚生費」で処理しています。</p> <p>(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">505,485 千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金</td> <td style="text-align: right;">△135,632 千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td style="text-align: right;">△184,940 千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">184,912 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">184,912 千円</td> </tr> </table> <p>(4)退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給付費用 32,936 千円</p> <p><b>□ 特例業務負担金の将来見込額</b> 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,804 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金見込額は 108,011 千円となっています。</p>	退職給付債務	505,485 千円	確定給付企業年金	△135,632 千円	特定退職金共済制度	△184,940 千円	未積立退職給付債務	184,912 千円	退職給付引当金	184,912 千円																												
退職給付債務	496,006 千円																																																
確定給付企業年金	△125,989 千円																																																
特定退職金共済制度	△179,393 千円																																																
未積立退職給付債務	190,622 千円																																																
退職給付引当金	190,622 千円																																																
退職給付債務	505,485 千円																																																
確定給付企業年金	△135,632 千円																																																
特定退職金共済制度	△184,940 千円																																																
未積立退職給付債務	184,912 千円																																																
退職給付引当金	184,912 千円																																																
<b>11 税効果会計に関する注記</b>	<b>12 税効果会計に関する注記</b>																																																
<p>(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <p><b>【繰延税金資産】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">16,844 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">52,726 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">10,539 千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">43,900 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認額</td> <td style="text-align: right;">1,986 千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">12,200 千円</td> </tr> <tr> <td>信用未収利息</td> <td style="text-align: right;">5,635 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産償却超過</td> <td style="text-align: right;">22,306 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">14,150 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">180,683 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△137,758 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">42,924 千円</td> </tr> </table> <p><b>【繰延税金負債】</b> その他有価証券評価差額金 △5,006 千円</p> <p>繰延税金負債合計 (B) △5,006 千円</p> <p><b>【繰延税金資産の純額】</b> (A) + (B) 37,918 千円</p>	貸倒引当金	16,844 千円	退職給付引当金	52,726 千円	賞与引当金	10,539 千円	減損損失	43,900 千円	未払費用否認額	1,986 千円	役員退職慰労引当金	12,200 千円	信用未収利息	5,635 千円	固定資産償却超過	22,306 千円	その他	14,150 千円	繰延税金資産小計	180,683 千円	評価性引当額	△137,758 千円	繰延税金資産合計 (A)	42,924 千円	<p>(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <p><b>【繰延税金資産】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">16,984 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">51,146 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">9,127 千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">43,756 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認額</td> <td style="text-align: right;">1,801 千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">10,854 千円</td> </tr> <tr> <td>信用未収利息</td> <td style="text-align: right;">5,799 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産償却超過</td> <td style="text-align: right;">23,735 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,150 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">167,357 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△137,583 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">29,774 千円</td> </tr> </table> <p><b>【繰延税金負債】</b> その他有価証券評価差額金 △4,420 千円</p> <p>繰延税金負債合計 (B) △4,420 千円</p> <p><b>【繰延税金資産の純額】</b> (A) + (B) 25,353 千円</p>	貸倒引当金	16,984 千円	退職給付引当金	51,146 千円	賞与引当金	9,127 千円	減損損失	43,756 千円	未払費用否認額	1,801 千円	役員退職慰労引当金	10,854 千円	信用未収利息	5,799 千円	固定資産償却超過	23,735 千円	その他	4,150 千円	繰延税金資産小計	167,357 千円	評価性引当額	△137,583 千円	繰延税金資産合計 (A)	29,774 千円
貸倒引当金	16,844 千円																																																
退職給付引当金	52,726 千円																																																
賞与引当金	10,539 千円																																																
減損損失	43,900 千円																																																
未払費用否認額	1,986 千円																																																
役員退職慰労引当金	12,200 千円																																																
信用未収利息	5,635 千円																																																
固定資産償却超過	22,306 千円																																																
その他	14,150 千円																																																
繰延税金資産小計	180,683 千円																																																
評価性引当額	△137,758 千円																																																
繰延税金資産合計 (A)	42,924 千円																																																
貸倒引当金	16,984 千円																																																
退職給付引当金	51,146 千円																																																
賞与引当金	9,127 千円																																																
減損損失	43,756 千円																																																
未払費用否認額	1,801 千円																																																
役員退職慰労引当金	10,854 千円																																																
信用未収利息	5,799 千円																																																
固定資産償却超過	23,735 千円																																																
その他	4,150 千円																																																
繰延税金資産小計	167,357 千円																																																
評価性引当額	△137,583 千円																																																
繰延税金資産合計 (A)	29,774 千円																																																

令和4年度	令和3年度
(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 27.66% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.50% 受取配当等永久に益金に算入されない項目 $\Delta$ 4.42% 住民税均等割等 2.31% 評価性引当額の増減 0.10% その他 $\Delta$ 1.82% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.42%	(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 27.66% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.50% 受取配当等永久に益金に算入されない項目 $\Delta$ 5.64% 過年度法人税等追徴税額 2.79% 住民税均等割等 2.95% 評価性引当額の増減 $\Delta$ 2.91% その他 0.47% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 28.82%
<b>12 重要な後発事象に関する注記</b>	<b>13 重要な後発事象に関する注記</b>
該当する事項はございません。	該当する事項はございません。
<b>13 収益認識に関する注記</b>	<b>14 収益認識に関する注記</b>
(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記ホ収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記ホ収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
<b>14 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記</b>	<b>15 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記</b>
<b>イ 現金および現金同等物の資金の範囲</b> キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預金」中の当座預金および普通預金です。	<b>イ 現金および現金同等物の資金の範囲</b> キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預金」中の当座預金および普通預金です。
<b>ロ 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</b> 現金および預金勘定 85,811,698 千円 定期性預金 $\Delta$ 82,308,000 千円 現金および現金同等物 3,503,698 千円	<b>ロ 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</b> 現金および預金勘定 88,759,484 千円 定期性預金 $\Delta$ 84,758,000 千円 現金および現金同等物 4,001,484 千円

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	3,562,348	3,469,094
2 利益剰余金増加高	133,231	110,330
当期剰余金	132,866	109,780
再評価差額金取崩額	364	550
3 利益剰余金減少高	17,090	17,076
配当金	17,064	17,054
その他	25	22
4 利益剰余金期末残高	3,678,489	3,562,348

(10) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の  
保全状況

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	52,674	50,929	1,745
危険債権額	8,225	8,675	△ 450
要管理債権額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小計	60,899	59,604	1,295
正常債権額	7,301,588	5,784,320	1,517,268
合 計	7,362,487	5,843,924	1,518,563

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結ベースの事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和4年度	令和3年度
信用事業	事業収益	531,046	535,406
	経常利益	205,666	188,101
	資産の額	94,431,401	95,818,324
共済事業	事業収益	299,326	348,999
	経常利益	106,604	137,421
	資産の額	2,206	2,270
農業関連事業	事業収益	4,644,478	4,522,493
	経常利益	△ 3,449	△ 34,553
	資産の額	1,187,669	1,243,836

区 分	項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
その他事業	事業収益	41,136	46,414
	経常利益	△ 122,464	△ 123,927
	資産の額	10,455,137	10,081,708
計	事業収益	5,515,987	5,453,314
	経常利益	186,357	167,042
	資産の額	106,076,414	107,146,141

## 2 自己資本の構成に関する事項

### (1) 自己資本の構成に関する事項

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,402,551	5,240,151
うち、出資金及び資本準備金の額	1,751,571	1,710,678
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,678,489	3,562,348
うち、外部流出予定額 (△)	17,258	17,064
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10,250	△ 15,810
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,460	1,624
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,460	1,624
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34,218	68,482
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,438,230	5,310,259
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額。	8,335	4,047
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サーゲージ・ライツに係るもの以外の額	8,335	4,047
繰越税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	令和4年度	令和3年度
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰越税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰越税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	8,335	4,047
自己資本		
自己資本の額 {(イ) — (ロ)} (ハ)	5,438,230	5,306,212
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,649,568	36,486,731
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	760,417	760,920
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	760,417	760,920
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,943,196	2,990,910
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,592,764	39,477,641
自己資本比率 {(ハ) / (ニ)}	13.71%	13.44%

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	463	—	—	459	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	201	—	—	100	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,833	—	—	1,632	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	85,378	17,075	683	88,331	17,666	706
法人等向け	216	—	—	250	—	—
中小企業等向け及び個人向け	201	96	3	190	93	3
抵当権付住宅ローン	586	204	8	684	239	9
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	26	19	0	17	15	0
取立未済手形	8	1	0	11	2	0
信用保証協会等保証付	2,599	258	10	2,657	261	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	2	—	—	2	—	—
出資等	600	600	24	600	600	24
（うち出資等のエクスポージャー）	600	600	24	600	600	24
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,246	17,629	705	10,467	16,845	673
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,262	10,656	426	4,262	10,656	426
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,983	6,973	278	6,204	6,188	247
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,000	2	0	1,000	1	0
（うちルックスルー方式）	1,000	2	0	1,000	1	0



信用リスク・アセット		令和4年度			令和3年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式(250%))	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式(400%))	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	760	30	—	760	30
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過処置によるリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)		—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		105,363	36,649	1,465	106,406	36,486	1,459
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—	—	—	—
中央精算期間関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		105,363	36,649	1,465	106,406	36,486	1,459
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%		a	b=a×4%		
	2,943	117		2,990	119		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%		a	b=a×4%		
	36,649	1,465		36,486	1,459		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過処置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

**<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>**

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

**（3）信用リスクに関する事項**

**1）リスク管理の方法および手続きの概要**

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続き等は定めておりません。JAの信用リスク管理の方針および手続き等の具体的内容は、単体の開示内容 21 頁をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

**2）標準的手法に関する事項**

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	



### 3) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度				令和3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	13	13	—	—	6	6	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	84,086	—	—	—	88,219	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,035	2,675	359	—	1,733	1,465	268	—
	上記以外	7,453	788	—	6	6,328	841	—	4
	個人	4,473	4,473	—	35	4,138	4,138	—	62
その他	5,880	—	—	—	4,880	—	—	—	
業種別残高計		104,263	7,951	359	42	105,307	6,450	268	67
	1年以下	83,644	59	—		87,077	59	—	
	1年超3年以下	715	215	—		217	217	—	
	3年超5年以下	370	370	—		265	265	—	
	5年超7年以下	184	184	—		324	324	—	
	7年超10年以下	409	409	—		391	391	—	
	10年超	6,281	5,921	359		5,881	4,411	268	
	期限の定めのないもの	12,656	789	—		11,149	781	—	
残存期間別残高計		104,263	7,951	359		105,307	6,450	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

#### 4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	61	60	0	60	60	61	61	—	61	61

#### 5) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
個人	61	59	0	60	59	—	61	61	—	61	61	—
業種別計	61	60	0	60	60	—	61	61	—	61	61	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

#### 6) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リス ク削 減効	リスク・ウェイト 0%	—	2,188	2,188	—	2,188	2,188
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	2,616	2,616	—	2,616	2,616
	リスク・ウェイト 20%	85,960	2,380	88,340	85,960	2,380	88,340
	リスク・ウェイト 35%	—	683	683	—	683	683

	令和4年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 50%	61	—	61	61	—	61
	リスク・ウエイト 75%	—	125	125	—	125	125
	リスク・ウエイト 100%	—	7,408	7,408	—	7,408	7,408
	リスク・ウエイト 150%	6	—	6	6	—	6
	リスク・ウエイト 250%	—	4,262	4,262	—	4,262	4,262
	その他	—	1,003	1,003	—	1,003	1,003
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計	86,030	20,665	106,697	86,030	20,665	106,697	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

##### 1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 91 頁をご参照ください。

##### 2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—

区 分	令和 4 年度		令和 3 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央精算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## （5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## （6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## （7）オペレーショナル・リスクに関する事項

### 1）オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

## （8）出資等エクスポージャーに関する事項

### 1）出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 92 頁をご参照ください。

## 2) 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,863	4,863	4,863	4,863
合計	4,863	4,863	4,863	4,863

(注)「時価評価額は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 3) 出資当等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

## 4) 連結貸借対照表上で認識され、連結損益計算書で認識されていない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,000	1,000
マンデー方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

### 1) 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法によ

り行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 94 頁をご参照ください。

## 2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	185	99	12	0
2	下方パラレルシフト	0	0	7	0
3	スティープ化	440	387		
4	フラット化	0	7		
5	短期金利上昇	21	11		
6	短期金利低下	216	173		
7	最大値	440	387	12	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,189		5,074	

- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。